

逸脱行動と社会的統制に関する一考察

柴 野 昌 山

は し が き

逸脱行動とは何か。まず、逸脱という限り、何か正常なものからはずれていることだと考えられるであろう。たとえば、犯罪者や奇人のように。そして、もし人が、もつと定義風に説明することを求められるとすれば、次のように言うこともできる。逸脱とは、「社会的に承認されない行動である」^{註1)}と。私たちは、上の定義を一応もつともなものと認めておいてよいだろう。だが、「社会的に承認されない行動」が、逸脱と見られない場合もある。例えば、今日の日本に於いて、共産主義者は逸脱者かどうかと問われた場合、彼らの掲げる行動の規範（綱領その他）は、今日の社会制度によつて明らかに「承認されない」ものであるにもかかわらず、彼らを逸脱者と見ない人々もある。このように、問題は簡単でない、²⁾社会的に「承認される」或いは「承認されない行動」という定義も非常にあいまいであつて、なお検討すべき問題を残している。さしずめ次の三点を考慮に置いておきたい。

(1) 社会化の不完全性 人間は生物学的有機体として生れ、学習と社会化 Socialization によつて社会的存在になるといわれる。だが、この社会化が完全に行われ、社会的規範が完全に内面化され、社会的規範の教えるところから一步もはずれない人間というのはむしろ稀であつて、現実に於いては、すべての人々はあらゆる状況のもとで、多かれ少なかれそのような規範から離脱する傾向をもっている。つまり、逸脱傾向は、社会化の機能の不完全性から生れる。そしてそれが社会的交渉過程を破壊しない程度であれば、さほど非難もされずに容認されている。従つてこの限りでは、逸脱行動は、日常生活においてよく見られるありきたりの行動形態であり、これと対照的な常態的 normal な行動と区別し難い。

(2) 価値規範の乱立 現代のように行為の規範となるべき価値規範が乱立し、その権威が相対化される傾向にある社会においては、対立する行動様式は、それぞれたがいに矛盾する価値規範によつて支えられているから、どれが正当な legitimate 行動様式であるかを明確に決定づけることは難しい。このように、行動様式や価値規範の正当性があいまいな社会状況は、逸脱の決め手となる価値規範を見出すことを困難にし、ひいては急進主義的、革命的行動等が逸脱であるか、否かを決定すること、つまり、何が逸脱かを決定することさえ不可能にする。

(3) 集団規範の相違 また、たとえ価値規範が明確に制度化された社会であつても、異つた階級や集団の価値規範はそれぞれ異つているために、例えば上流社会においては逸脱とされる言動も、下層社会では尋常な行動様式と考えられるように一概にある行動様式を逸脱として決定づけることはできない。

このように、逸脱行動の決め手となる規準は非常にあいまいである。このあいまいさのゆえに、逸脱を定義づけてそれを分析することが、およそ無意味であると主張する人々もある。³⁾しかし、あいまいであるからこそ、それらの問題点を克服して逸脱行動の分析のための道を見出すことが必要ではないのか。その一つの可能性を示すために、ここでは、T・パーソンズの所説に従つて逸脱行動の分析を試みたいと思う。

パーソンズの分析方法は (1) 行動の一般理論 General Theory of Action に基いて行われるから、例えば、攻撃的態度や革命的傾向をもつた逸脱行動も、協調的態度や順応的傾向のように普通常態的 normal と考えられている行動様式と全く同じメカニズムによつて説明され、ただ前者が社会的交渉過程のバランスを破るという点に関して区別されるだけである。このように分析理論

が一般的であるために、元来あいまいで常態的 normal な行動と区別し難いような逸脱行動の様相をより明瞭に説明することができる。(2) また逸脱行動を動機づけ motivation の次元に於いて捉えたという意味で非常に一般的であり、どのような社会構造に於ける逸脱も同じ図式 Scheme で捉えることができるという利点がある。⁴⁾ 例えば、独裁主義的社会における権威主義的性格も、近代的競争社会から生れる出世主義や攻撃性、または犯罪等も一定の社会的状況に対する適応 adaptation の一形態として捉えたとともに、概念化された逸脱の基本型が、社会構造の差異に応じて具体的にあらわれたものと考えられる。(3) 更に、すべての行動様式を単に逸脱として捉えるだけでなく、全体社会の普遍的な価値規範にどの程度支持されているかを明らかにすることによって、その逸脱の正当性を決定するのである。

さて、このような文脈に於いて、逸脱行動を見て行こうとするならば、少くとも次の五つの観点に立脚することが必要であると パーソンズ はいう。

(1) 逸脱は、制度化された社会的期待または規範から離脱することによって、社会体制 Social System の平衡 Equilibrium を破るものである⁵⁾。

(2) 逸脱は、ある状況における仕事遂行の過程 Task-Performance Process の中で生起するものである。⁶⁾

(3) 逸脱は、ある状況に於けるパーソナリティ体制 Personality System の平衡 Equilibrium を左右し、行動の志向 Orientation の対象と逸脱の方向に関連して、いくつかの型 Pattern に分化する。⁷⁾

(4) 逸脱は、体制 System を崩壊 Disorganization に導くおそれがあるから、社会的統制 Social Control を加えて再統合しなければならない。一つの例として、社会的統制の基本的な形態は、精神治療のメカニズムの中に見出される⁸⁾。

(5) この社会的統制 Social Control と仕事遂行 Task-Performance または仕事志向 Task-

Orientation の過程は、逸脱の阻止とその促進という点に関して対照的である。つまり、両者の関係は、社会的統制の各段階が、「仕事遂行」の各段階において発展した逸脱を逆にコントロールしていく行動局面であるという意味で互いに逆の対応関係にある⁹⁾ これら五つの観点は、それぞれ相互補足的な関連性の上に立っており、どの観点が欠けても逸脱の分析は不充分なものとなるおそれがある。そこで、この全体的枠組 frame of reference のもとで、それぞれの観点から順次逸脱の様相を明らかにして行きたいと思う。

I 体制の平衡と逸脱

行為者 actor が、ある状況 situation に於ける何らかの対象 object に対して志向 orientation するとき、彼は行為 action しているといわれる。この場合、行為者の行為は、無選択に、でたらめに行われるのではなく、内的経済 internal economy の法則のもとに機能的に統合され、体制 system としての統一体即ちパーソナリティ体制 personality system を形成する¹⁰⁾ 社会はこのような行為者の集合から成り立つが、更に社会はその構造を維持し、かつ機能を働かせるために、多くの行為者の役割 role を調整し、体系化された役割構造を作り出す。これが統合された行為の体制、即ち社会体制 social system である。¹¹⁾

このような関連性に於いて、ある役割の行使という意味での行為者の行為は、常に行為の規準として内面化された他者 alter の期待に準じて行われる。行為者の役割の基本的要素であり、しかもそれらを支配する他者の期待は、いうまでもなく役割期待 role-expectation であるが、更にその役割期待を規定するものは、規範の型 normative pattern である。規範の型は、行為者の選択的志向のための価値規準を制度化し、役割期待を規制して相互交渉を円滑化するとともに、役割をも規制して行為の目標とその達成手段を統制する。したがって、交渉体制は、行為者が規範の型の構造に順応することによって安定化し、他方パーソナリティ体制も同じく規範に順応することによつ

て内的統一を保持し、それが妨害されなければそのまま安定状態を保つことと予想される。このように、行動体制を最適のバランス optimum balance の状態におくものは、「慣性」inertia といわれるべきものであり、それはまた、体制に於いて行動の型を潜在的に維持 latent-pattern-maintenance する体制としての「力」、また関係点 point of reference として取り上げられる体制過程の原理でもある¹²⁾。「慣性」に焦点をおくとすれば、行動体制に於ける「変化」とは、その体制の最適のバランス状態即ち「平衡」に対応するものであり、あたかも天秤が相_互する二つの力関係によって変動するのによく似ている。つまり、交渉体制に於ける「変化」とは、そこで制度化された規範の型、ないしは役割期待からの逸脱によって引き起された交渉体制の「平衡喪失」であり、パーソナリティ体制に於ける「変化」とは、逸脱による内的構造の「崩壊」disorganization である。そして、この「変化」の index としてあらわれるものこそ逸脱行動 Deviant Behavior であると考えられる。

Ⅱ 逸脱傾向の動機づけ

すすんで逸脱の型とその基本的な発生過程を分析しよう。出発点は、社会体制の最も基本的な形としての行為者と他者の相互交渉過程である。

ある規範の型に統合されている相互交渉体制において、他者の態度は、行為者にとって裁可 sanction としての意味をもち、肯定的態度は行為者に満足 gratification を与え、否定的態度は欲求不満を起させる。裁可としての他者の態度に順応するために、行為者は、他者の強調する規範の型を内面化し、他者の態度や期待を自己の期待の中に組み入れ、自己の行為に対する他者の反応を予想して自己の態度をとる。他者もまた行為者の態度を自己の期待の中に組み入れて、両者が相互の期待に志向するとき、期待の相互補足性 complementarity of expectation が成立する。期待の相互補足の体制が、他者の態度や意見によって、または行為者の動機づけ motivation に

よつて平衡を失うとき、相互交渉体制は緊張に陥入り、行為者は葛藤 conflict の解決と欲求不満の解決、即ち適応の問題に直面する。これが、行為者の「仕事志向」の過程に於いて最初に現れてくる体制問題である。

体制 system としての行為者の「仕事志向」のプロセスは第一に、その体制が状況に対してどのように適応し、第二、その体制がその体制内の動機づけ motivation の諸単位 units に対してどのように対処し、第三に、その体制を如何に統合し、最後に、それをどのように維持するかという一連の行為の局面としてあらわされる¹³⁾。これらの局面に於いて、行動傾向は次のように分化する。

1 適応—手段的 Adaptive-Instrumental な局面

適応—手段的な局面は、「仕事志向」のプロセスが、その状況における葛藤を、ある動機づけられた目標に対して手段的 instrumental に克服しようとする適応 adaptation の体制過程である。この場合、パーソナリティ体制は、その葛藤を克服すべく分化 differentiation されなければならない。つまり、(1) 既存の他者に対する志向を強調するか、(2) 規範への志向を強調するか、のいずれかによつて、緊張解消の方向を見出すのである。

2 目標—満足 Goal-Gratification の局面

「仕事志向」のプロセスの次の局面は、体制内部の問題であり、パーソナリティ体制の要素となつている動機づけの単位を目標達成と欲求満足のために、普通以上にそのエネルギーとして働かさせるかどうかという内部的階層化 internal stratification の局面である。この動機づけの単位の階層化は動的なものであるが、一応能動性 activity と受動性 passivity の二つの段階に分けられる。そして、積極的な方向で目標達成—満足につとめるか、或いは受動的な方向でそれを行うかによつて、行為のプロセスにおける行為者の役割が違ってくる。

3 統合的 Integrative 局面

体制は、葛藤に対処するばかりでなく、体制の結束 solidarity を■めねばならない。これは、体制化された対象体制の構造と動機づけの内部的カセクシス (Cathexis—ある対象に対する心的エネルギー psychic energy の集中または投資) の問題であり、一方、行為のプロセスにおいては、対象に対するカセクシスの問題である。それは、対象に対する過度の順応 over-conformity と対象からの離反 alienation に分れる。この二つの方向のいずれかに志向することによって、体制は統合を進める。

4 潜在的型の維持 Latent-Pattern-Maintenance 局面

最後に行為のプロセスは、制度化された規範が内面化され、体制を安定状態のまま維持する「潜在的な型の維持」を必要とする。即ち、「慣性」inertia の原理が体制の問題となる局面である。そして、この安定状態が破られると、再び適応—手段的局面に入らねばならない。

以上の「仕事志向」の局面にあらわれた行動傾向は、それらが体制のバランスの最適状態から外れたものという意味に於いて、そのまま逸脱傾向と考えられてよい。つまり逸脱傾向は、「仕事志向」の過程に於いて、他者志向—規範志向、能動性—受動性、順応—離反そのぞれの方向にあらわれる。これを第1図のように表しておく。¹⁴⁾

第 1 図

A	a) 適応—手段的局面 b) +規範の強調 —他者の強調	a) 目標—満足の局面 b) +能動性 —受動性	G
L	a) 潜在的型の維持 (「慣性」) (関係点)	a) 統合的局面 b) +強制的順応 —離反	I

a) 仕事志向の各局面 (A→G→I→L)
b) 逸脱の型

■ 逸脱行動の型

逸脱の構造化を、再び相互交渉に於ける緊張の

解決過程の中で見て行こう。

相互交渉過程に於いて、欲求不満に対する行為者の順応 reaction は、それ自体自然な反応であるが、必ず ambivalent な構造をもっている。ambivalent な構造とは、緊張状態をもとの状態に戻そうとする順応的傾向と、緊張に対する離反的傾向との共存状態を意味する。ambivalent な構造に根ざしている緊張を処理する方法は、動機づけの体制に於いて (1) ambivalent な動機づけの両側面を同時に満足させるか、(2) 一方を抑圧して他の側面の傾向を認めるかのいずれかである。(1)の方法は、両側面の葛藤に陥入るから、同時的には不可能である。そこで(2)の方法によって、離反的傾向を抑圧し、他者及び規範へ順応するよう動機づけるか、或いは順応的傾向を抑圧して他者及び規範からの離反的傾向を強めるかしなければならない。¹⁵⁾このようなプロセスは、先に仕事志向の場合に分析したプロセスに対応する。

〔1〕 順応的成分が優勢な場合

行為者の関心は、他者との関係を安定化させようとする方向にあるから、否定的態度を抑圧して順応的傾向を自己に「強制」compulsion しなければならない。

① その積極的な方向は、「強制的遂行」Compulsive Performance である。これは、対象に対するカセクシスが過度なあまり、(a) 他者に対する「順応強制的支配」Dominance と (b) 規範の過度な強調による他者への「努力強制」Compulsive Enforcement となつてあらわれる。

● 受動的な方向は、「強制的黙従」Compulsive Acquiescence である。これは対象との関係維持に関して消極的であるから、(a) 他者の期待への「服従」Submission と、(b) 交渉体制の破壊を恐れての「完全論者的な規範遵守」Perfectionistic Observance または「儀礼主義」Ritualism¹⁶⁾となる。

〔2〕 離反的成分が優勢な場合

行為者の関心は、対象に対する否定的態度のた

め、対象との関係を妨害するように方向づけられる。

① その積極的な方向は、「叛逆性」 *Rebelliousness* をもち、(a) 他者に対する「攻撃性」 *Aggressiveness* と、(b) 規範の否定または新しい規範への志向という観点からの改革の傾向の如き「度し難さ」 *Incorrigibility* を帯びる。

② 受動的な方向は、「退却」 *Withdrawal* であり、それは、(a) 孤立、即ち他者からの「強制的独立」 *Compulsive Independence* と、(b) 社会関係からの「逃避」 *Evasion* となる。

以上三つのカテゴリー（順応—離反、積極性—受動性、他者志向—規範志向）によつて型相化 *patternize* された逸脱傾向は、それらが、許容される範囲以上に大きく、交渉体制の平衡をゆり動かす場合に、社会的な逸脱行動と見做される。これら逸脱傾向の型は、すべての人間行動に適用することができる。言いかえれば、すべての人々は、多かれ少なかれこのような逸脱的傾向をもっており、ここに表された逸脱の型は、たまたま社会的交渉の模型的な型 *model* や典型的な社会化から離脱したものにすぎない。これら逸脱の型を第2図に表しておく。¹⁷⁾

第 2 図

	① 能 動 性		② 受 動 性	
	(a) 他者	(b) 規範型	(a) 他者	(b) 規範型
〔1〕順応	強制的遂行		強制的黙従	
	支配	努力強制	服従	儀礼主義
〔2〕離反	叛 逆 性		退 却	
	攻撃性	改革性	強制的独立	逃 避

このような逸脱傾向をもつた行為者は、相互交渉関係にある他者に対して不当な要求を行うのが常である。逸脱した行為者の要求は、他者が相互交渉のなかで平衡状態に見られるような裁可 *sanction* の形で反応 *react* することを困難にする。他者は、行為者の不当な要求を拒否したり、忍耐して受け入れたりするなど、逸脱に対応する態度をとらないかぎり、相互交渉は再平衡化され

ない。つまり、相互交渉体制の平衡が失われている状況に於いては、行為者は、彼の逸脱的期待が他者によつて満たされないことから、他者に対する認識的歪みをひき起し、ひいては状況判断 *definition of situation* をも歪める。他方、他者の行為者に対する理解不充分と裁可操作 *manipulation of sanction* の不手際から行為者の欲求不満を倍加させる。かくて、行為者が逸脱を蓄積的に深める一方、他者もまた逸脱的反応を続ければ悪循環 *vicous circle* が、深まるばかりである。悪循環の段階に入ると、緊張は極度に高まり、初期の些細な逸脱に対して効果的であつた裁可も反つて逆効果を起すようになって、これを是正するための社会的統制のメカニズムが必要となる。

Ⅶ 社会的統制のメカニズム

社会的統制のプロセスは、逸脱発生のそれと表裏の関係にある。社会体制が完全な統合と平衡を保つことはありえないから、常に逸脱の動機づけが働いて逸脱を構造化する。社会的統制の目指すところも、逸脱の要因の除去にあるのではなく、その結果として起る逸脱行動の制限とその拡大防止によつて、悪循環を絶ち切ることにある。即ち社会的統制は、社会体制において、逸脱傾向に対抗する過程であり、そのメカニズムは逸脱傾向の発生過程を分析することを通して明らかになる。

1 相互交渉における社会的統制の一

—基本的メカニズム¹⁸⁾

(1) 支持・Support

社会的統制のメカニズムの第一の要素は支持 *support* である。行為者の逸脱傾向は、すべてある意味で相互交渉の不安定からくる不安のあらわれであるから、行為者の態度や行動が、他者によつて「支持」されると、そこに結合関係と比較的安定した交渉関係が設定されて行為者の不安を減少させる。「支持」は、具体的には愛情のこもつた態度とか相手を理解する態度とかに見られる。「支持」によつて、逸脱的行為者は、防衛機制に依存しなくてもよいという安全 *security* を保証される。

(2) 許可 Permissiveness

「支持」の要素に効果を与えるものは、許可 Permissiveness の要素である。「許可」は緊張状態にある行為者が欲求不満を満足させるために反射的にひき起す極当然 natural な逸脱行動を「容認」するものである。行為者は、自己の逸脱が自然な反応として容認されるという保証のために、否定的な裁可を蒙るかも知れないという不安を抱かなくてもすむ、「許可」はこの意味で、規範による間接的な「支持」ということができる。このようなわけで、「支持」と「許可」は他者が逸脱を当然な反応と認め、行為者の逸脱的期待と交換的に反応 reciprocity しようとする欲求傾向（例えば、憎悪に対しては、憎悪で応えようとする傾向等）を抑制するメカニズムである。

(3) 相互交渉の拒否 Denial of Reciprocity

もし、行為者のあらゆる逸脱が「容認」されるとすれば、逸脱の動機づけに対する統制は失われ、逸脱を助長する結果になるから、無制限な「容認」は差控えなければならない。即ち、「支持」は特定の問題領域のみに限定されるべきであるとともに、「許可」の領域とその程度は、「許可の制限」とバランスを保たねばならない。「許可の制限」は、行為者の逸脱的相互交渉の期待に反しているという意味で「相互交渉の拒否」にほかならない。

悪循環の発展を防止し、逸脱を統制する機能は、これらの要素がダイナミックに結合されて始めて効果をもつ。その働きは、任意に行われるのではなく、制度化された価値規準に基いて行われる。したがって、これらのメカニズムによる平衡の回復過程は、相互交渉体制の役割構造によってその様相を異にする。

(4) 報賞の操作 Manipulation of Rewards

社会的統制のメカニズムが、最も顕著な形で見られるのは精神治療の過程である。T. パーソンズは、社会的統制の理論を精神治療のメカニズム

を一般化することによって打ち立てた。精神治療の過程に於いて、治療者は、患者を病人と認めることによって健康者としての役割遂行の無能力さを「容認」とするとともに患者の逸脱的期待を拒否してノーマルな全体社会へ再統合させる（治療する）のである。従って、相互交渉における統制者としての他者は、この場合の治療者の役割と類似的関係にあるとすることができる。つまり、治療者は、その背景に制度化された規範との連帯性からくる権威をもっているから、逸脱としての病いを治癒して社会体制に再統合させる過程においては主導的地位を占める¹⁹⁾。これと同じく、統制者としての他者も、逸脱を操作して交渉体制を再平衡に導く過程において中心的位置に立つから、彼の態度はそれ自体行為者にとって行為の目的となり、行為者の他者に対する志向は即目的 ex-pressive な性格を帯びてくる。即ち、行為者にとって他者の態度は、報賞 reward となる。交渉体制において、この関係が制度化されると、他者はこの報賞体制 reward system を「操作」することによって、逸脱者を共同志向させ、制度化された行為の型に再統合させる可能性が生れる。そこで、他者は、「報賞」としての自己の態度を左右する Manipulation of Rewards ことによって行為者を統制するのである。

2 社会的統制の基本的図式

さて、「支持」「許可」「相互交渉の拒否」「報賞の操作」のメカニズムは、先にのべたような種々の型をもった逸脱行動に対して、具体的にどのように働くであろうか。一般化された基本的な精神治療の過程に於いて、その社会的統制の様相を概観しよう²⁰⁾。ここでも、焦点は相互交渉過程におかれ、その中で特に他者を治療する側にあるものとして重視する。

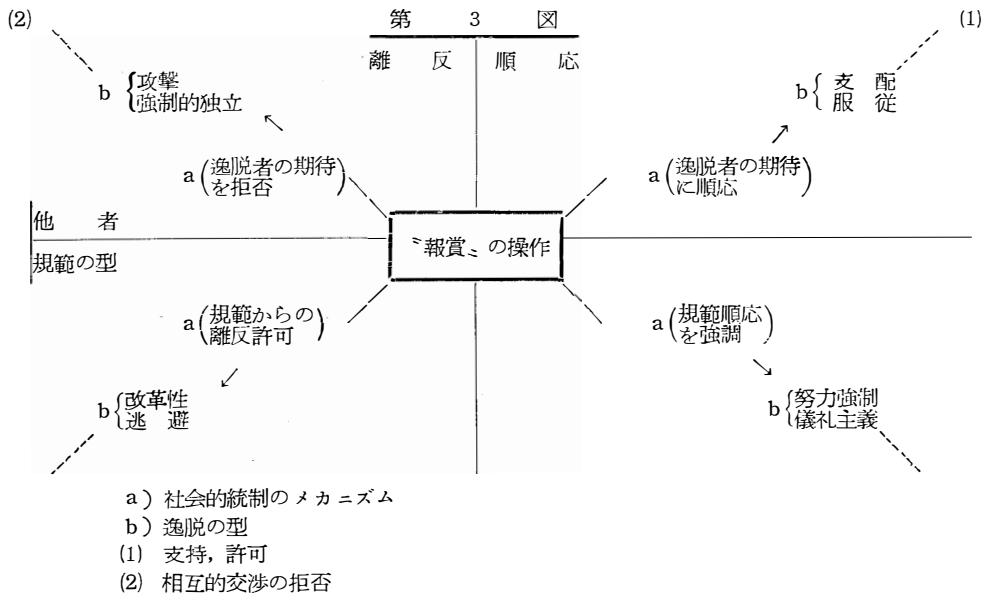
(1) 行為者（逸脱者）と他者（統制者）の相互交渉に於いて、統制の目的は、相互交渉体制の平衡と安定におかれるから、まず順応的傾向に対してはこれを容認するよう働きかける。しかし、逸脱者の順応的傾向は、強制的順応であるから、かえってこれを容認することは交渉体制の平衡を覆

えすことになるかも知れない。ところが、強制的順応に対しては否定的裁可を与えるよりも「支持」を与える方が、逸脱的欲求傾向は弱められると思われる。そこで行為者の順応的期待を「容認」し、彼の期待を満足させる。言いかえれば、他者は行為者に誘惑 *Seducibility* されるわけである。この場合、逸脱傾向をもつ行為者は、他者が強調する規範の型から離反しようとする傾向を持っていると予想される。従つて、他者が行為者の逸脱を「容認」し、「支持」したということは、同時に規範からの離反的傾向をも「容認」ということになる。そこで他者は、行為者が規範の型に順応する責任を免除 *Compulsive avoidance of responsibility* し、規範からの離反的傾向に対してある程度の「許可」を与える。つまり、最初、行為者の順応的な「支配」 *Dominance* 「服従」 *Submission* を「支持」して彼の期待を満足させ、次には彼の離反的な「度し難さ」 *Incorrigibility* 「逃避」 *Evasion* をも「容認」する。

(2) 次に他者に対する行為者の逸脱的期待が離反的であれば、相互交渉体制の安定を破るに違いない。他者はどうしてもこの離反的傾向を拒絶しなければならない。これは、言うまでもなく逸脱に対する「許可の制限」であり、また「相互交渉の拒否」でもある。かくて悪循環は防止されるが、拒否したままで放置すれば、行為者は、ますます離反的傾向を強め、かえつて相互交渉体制は破壊されるだろう。

そこで他者は、行為者に対して規範に順応するよう働きかけ、規範に対する責任を強調 *Compulsive responsibility* する。即ち、まず行為者の離反的な「攻撃性」 *Aggressiveness* 「孤立」 *Compulsive Independence* を「拒否」し次には交渉体制の分裂を防ぐため順応的な「強制的遂行」 *Compulsive Enforcement* 「完全論者の規範遵守」 *Perfectionistic Observance* を強調する。このメカニズムを第3図に示しておこう。²¹⁾

この図は、社会的統制のメカニズムが逸脱傾向



の発生過程の片方の面であることから明らかなように、逸脱傾向の基本図式(第2図)と対応関係にある。逸脱の図式が、社会的交渉過程に加えら

れる緊張の下での逸脱方向の分析を示したのに対し、第3図は統制の過程を通して緊張を減少させる条件を表している。言いかえれば、「仕事志

向」の過程における緊張の結果としての逸脱を阻止するとともに、内的緊張を減少させることによって、交渉体制に対するノーマルな適応へと導く方向の分析図式である。次に、「仕事志向」の諸局面において、社会的統制のメカニズムがどのように働くかを見て行こう。

V 仕事志向と社会的統制のプロセス

先に述べたように、「仕事志向」の過程にある行為者は、パーソナリティ体制を統合する行為または規範の型を「潜在的に維持する」ことによって、体制の平衡を保持しようとする。ところが、交渉体制の中の行為者が逸脱傾向をもつ場合には、この局面で維持されようとする型 pattern もやはり逸脱的となる。この時、行為者は、外界と絶えず緊張関係にありながら、内にある逸脱の型を維持し、自己を防衛しようとする。このようなわけで、この局面における逸脱者は、非常に高い緊張状態にあるといえる。そして、逸脱者は、それなりに平衡を保っている自己の体制を、何らかの原因で妨害されると、再び適応 adaptation の問題に、つづいて目標—満足, goal-gratification 統合 integration 潜在的型の維持 latent-pattern-maintenance の問題に直面する。

社会的統制のメカニズムは、それとは逆に、平衡を失った体制が、再び逸脱を発達させるような可能性のある適応 (A) → 目標・満足 (G) → 統合 (I) → 維持 (L) の行動局面に向うのを阻止し、維持 (L) → 統合 (I) → 目標・満足 (G) → 適応 (A) の方向に向わせるものである²⁹⁾。以下において、社会的統制のメカニズムが「仕事志向」の各局面でどのように働くかを明らかにしよう。

(1) 潜在的な型の維持局面 (L) この局面は、高度の緊張状態にあるため、統制者は逸脱者に対して「許可」を与え、逸脱の審判を差控えることによってその緊張を緩和するのが効果的である。

(2) 統合の局面 (I)

逸脱者と統制者の関係はこの「許可」のメカニズムによって親密になる。両者の間には、作用と

反作用のバランスが保たれ、逸脱者は統制者の反応的 reactive な「裁可」を期待するようになり、やがては情緒的 affective 個別主義的 particularistic な関係に対する欲求をさえもつ。このように両者の間に統合的關係が成立すると、逸脱者は統制者の評価的な意見に対して敏感となり、その意見に影響される。この場合統制者は、普遍的価値規範に基づいてしか行動しないから、逸脱者の行為に対しても妥当と見做される範囲内で「支持」を与えるが、正当でない指示は与えない。こうして「支持」は、両者の相互補足的期待を鞏固にする絆となる。更にこの絆は、パーソナリティ体制における動機づけ体制を調整し、その安定と統合を高める力となる。

(3) 目標—満足の局面 (G)

逸脱者は、統制者の容認する方向に沿って行動する場合にのみ「支持」を与えられ、彼の行動は正当化される。つまり「支持」は、逸脱者にとって目標志向を正当化する保証となる。しかし、逸脱者は、統制者との間に統合的關係があるため、逸脱的志向に対する「支持」をも期待し勝ちである。もし、統制者がこれに応じて相互的交渉をすれば逸脱の悪循環が再び始まる。そこで統制者は、逸脱的期待の拒否、即ち「相互的交渉の拒否」Denial of Reciprocity を行う。逸脱者にしてみれば、この統制者の態度は、彼の期待を裏切るものであり、彼は、だまされたとさえ感じるかも知れない。かくて、緊張が高まり、緊張解消のための適応問題に再び直面する。

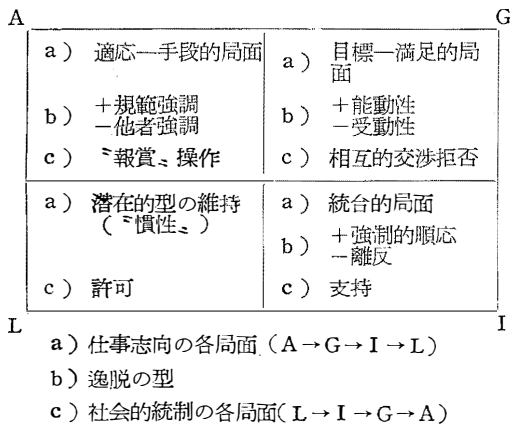
(4) 適応—手段的な局面 (A)

先の統合 (I)、目標—満足 (G) の局面において、逸脱者は、個別主義的 particularistic、情緒的 affective で、無限定 diffuseness な期待をもち、それに応じた相互交渉を要求したのであるが、「逸脱的な相互交渉の拒否」によって、これと対照的な普遍主義的 universalistic、情緒中立的 neutral で限定的 specific な期待を要求されるようになる。そして、「逸脱的期待の拒否」によって再び引き起された緊張の解消はこのような期待に則した統制者による「報賞」の操作によって行われる。この場合、今までの局面で鞏

固になった逸脱者との連帯性が土台となることは言うまでもない。「報賞操作」の目的は、逸脱者をして現実状況をはつきりと認識させ、現実志向・reality-orientationにおもむかせるとともに彼の動機づけ体制を再構成して適応過程に於ける「仕事遂行」を強化することにある。従つて、統制者が、普遍主義的、中立的、限定的な意見や態度をとることによつて、逸脱者の逸脱的期待を放棄させ、普遍的文化 common culture との連帯性を強めたときに、最後の行動局面における「報賞操作」の目的が達せられたということが出来る。

以上で、逸脱を構造化する「仕事志向」の四つの局面が、逆の関係において社会的統制のメカニズムと密接な関係にあることを明らかにした。これを総括的に図示すれば、第4図のように表はされる³³⁾。

第 4 図



さて、この小論のはじめにおいて、逸脱を捉えることが非常に困難であることを強調した。果して当初の期待を満足させ得たか否か。第一に、T・パーソンズの方法は、多分に心理主義的であることを免れないが、複雑な逸脱現象を動機づけ motivation と社会的状況 social situation のからみ合いから生れる様々のパターン pattern として捉えたことは、やはり妥当といえよう。だが、いくつか残された問題があることだけは指摘しておきたい。第一に、精神治療を基本とし考え

られたパーソンズの図式が、そのまま集合的行動 collective behavior³⁴⁾ にあてはまるかどうかは疑問である。第二に、一つの社会においては、伝統的な社会統制に対して新しい対抗的統制が発生し、両者の間の斗争を契機として社会変化がおこることがあるが、この問題は逸脱と深く関連している。³⁵⁾ 社会変動の理論、とりわけマルキシズムが正面からとりあげるこの問題にパーソンズは逸脱行動に関するかぎりほとんどふれていない。現代社会を分析する理論としての有効性を獲得するためには、この問題との関連において、パーソンズの理論を再吟味しなければならないと思う。

注

1) 例えば、G. A. Lundberg, C. C. Scharag and O. N. Larsen : Sociology (Harper and Brothers, Publishers 1954.) pp. 318~325

2) social approval の問題と同じく、逸脱行動を normal に対する abnormal な行動傾向として捉えようとする努力がなされてきたが、normal な行動を定義づけることは、また非常に困難である。ある人々は、normal, abnormal の規準は、文化的に決定されるから、文化が異れば自らその規準も異ってくるという。これを徹底していくと relativism の立場になる。Foley, J. P. Jr. は、R. Benedict の所説を引用して、abnormality とか normality は全く relative concept であるという。

H. J. Wegrocki : “A Critique of Cultural and Statistical Concept of Abnormality” in C. Kluckhohn and H. A. Murray ed. Personality in Nature, Society and Culture (Alfred. A. Knopf : New York 1954) 参照。

また、normal とか abnormal を決定するのに、統計学的操作を用い、mode に近い程 normal とする方法もとられる。例えば

G. A. Lundberg and others : "Deviant Behavior and Social Problem" in Sociology. 参照。

しかしこの方法は、統計学上の mean, mode, median が、必ずしも normal と abnormal を決定する分割点にはならないという経験的事実や、社会的関連性の欠除という点から批判される。

J. Ford : Social Deviation (The Macmillan Co. New York. 1939) 第1章参照。

D. W. Harding : Social Psychology and Individual Values (Hutchinson House, London, W. I 1953) pp. 111~123.

また、統計学的方法は relativism に陥入り易いという欠点をもつ。(Wegrocki 前掲書)

これについて、社会病理学的立場から論述したのに E. M. Lemert がある。

E. M. Lemert : Social Pathology (McGraw-Hill Book Company, inc. 1951) 第1章参照。

ともあれ、一般に abnormal な行動が、社会規範や他者の期待に対して順応的でない non-conformative という点に関しては一致しているようである。そして relativism のように極端に走ることなく、社会的期待とパーソナリティのメカニズムを考慮して normal か否かを決定しようとする方向もある。この場合、しばしば adjustment と normality の関連性が強調される。例えば、

K. Young : Personality and Problems of Adjustment, 第1章 第23章参照

W. F. Ogburn and M. F. Nimkoff : A Handbook of Sociology (Poutledge and Kegan paul L. T. D. London, 1953) 第8章参照

H. C. Lindgren : Psychology. of Personal and Social Adjustment (American Book Company, 1953) p. 409.

この傾向は、abnormality と精神病理学的なものとを同一視する精神分析学的立場にも見られる。特に Wegrocki は、精神分析学的方法によ

って abnormality の pan-human-standard を打ち立てようとする。

H. J. Wegrocki : op. cit. 参照。

3) 例えば、B. L. Guy など。

E. M. Lemert : op. cit. p. 31 参照。

4) T. Parsons : The Social System (Tavistock Publication Ltd. London ;1952) pp. 257~258.

これに対して、R. K. Merton の cultural goals と institutionalized means とによる逸脱行動の分析は、近代競争社会に適用するときのみ有意義である R. K. Merton : "Social Structure and Anomie" in Social Theory and Social Structure (The Free Press of Glencoe, Illinois. 1951) 参照。

5) T. Parsons : The Social System. p. 250.

6) T. Parsons and R. F. Bales : Family, Socialization and Interaction Process (The Free Press ; Glencoe, Illinois. 1955) P.38, pp. 178~186.

7) T. Parsons : The Social System, pp. 257~267

8) // // p. 250, p. 325

9) // Family, Socialization and Interaction Process : pp. 39~40

10) T. Parsons and E. A. Shils ed. : Toward a General Theory of Action (Harvard Univ. Press, Cambridge, Massachusetts. 1954) pp. 6~9. p. 53. p. 191, p. 353

11) T. Parsons and E. A. Shils : op. cit. pp. 191~197.

12) T. Parsons and R. F. Bales : Family, Socialization and Interaction Process p. 180.

T. Parsons : The Social System. p 210.

13) T. Parsons, R. F. Bales and E. A. Shils : Working Papers in The Theory of Action (The Free Press, Glencoe, Illinois 1953) p. 64.

T. Parsons and R. F. Bales. Family, Socialization and Interaction Process, P. 39. pp. 178~183.

14) T. Parsons and R. F. Bales : op. cit. p. 185, p. 39 の各図より作成

15) T. Parsons : The Social System. pp. 231~267.

16) ritualism 儀礼主義または瑣末主義は, R. K. Merton の分析による逸脱の一つの型である

R. K. Merton, : op. cit. p. 133, pp. 140~142.

17) T. Parsons : The Social System, p. 259

18) T. Parsons : The Social System, pp. 297~321.

19) T. Parsons : "Social Structure and Dynamic Process : The Case of Modern Medical Practice" in The Social System. ここで, T・パーソンズは, 患者と医者 of situation. 即ち medical practice の situation について述べる。

20) T. Parsons : The Social System. pp. 321~325.

21) T. Parsons : op. cit. p. 323. p. 324 の各図より作成

矢印は, 統制者が行為者(逸脱者)に対して働きかける場合と, 行為者への働きかけを目的とし

てはいるが, 一応規範を問題にするという意味での規範への志向とに分化し, 更に離反的逸脱と順応的逸脱とに対処することを示す。(1) は support, permissiveness. (2) は denial reciprocity のメカニズムである。第2図の逸脱の型参照

22) T. Parsons, : R. F. Bales and E. A. Shils : Phase Movement in Relation to Motivation" in Working Papers in the Theory of Action, pp. 239~244 参照

T. Parsons and R. F. Bales : Family, Socialization and Interaction Process, pp 39~40.

23) T. Parsons and R. F. Bales : op. cit. p 39 p 185 の各図より作成第1図, 第3図参照。

24) T. Parsons and R. F. Bales : op. cit. 142~144. 集団におけるメカニズムをとり扱ったのは R. F. Bales である。T. Parsons and R. F. Bales : op. cit. p. 59.

T. Parsons, R. F. Bales and E. A. Shils : The Dimensions of Action Space" in Working Papers in the Theory of Action, 参照

25) 対抗的統制の問題は, Counter-ideology の問題である。T・パーソンズは, 「橋わたしの要素」 bridge element の概念で以て敘述している。T. Parsons : The Social System, pp 291~297. p 355.